

1953 年 8 月 8 日に学校図書館法が公布されてから 70 年が経ちます。この間、1997 年の改正では 2003 年 4 月からの 12 学級以上の学校での司書教諭発令の義務化、2014 年の改正では学校司書の法制化が行われましたが、学校図書館の状況はいまだ十分とは言えません。以下に、当協会がこれまで公表した学校図書館に関する意見を振り返るとともに、当部会の意見をあらためて表明します。

当協会は、2014 年の改正に際しては、以下のような要望をしました。（『学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案』に対する要望』（2013.11.7 衆議院法制局に提出）

<https://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=2135>

- 1) 学校司書を「専門的職務を掌る」位置づけにする
- 2) 学校司書を有資格の職員とし、教職員とともに児童生徒の教育にあたることができるようにする
- 3) 専任の職員を 1 校 1 名以上、学校に必置とする
- 4) 正規職員とする

この法改正と同時期、当協会内に「学校図書館職員問題検討会」を設置し、学校図書館に求められる役割や学校司書の養成、職員制度の問題点や望ましい制度等を検討しました。

その報告書（2016.9）では、学校図書館には、民主的で自立した市民を育成するために学ぶ権利と知る権利を支える使命があり、「資料・情報提供の役割」「教育的役割」「『場』を提供する役割」があると述べています。

また、学校司書と司書教諭について、学校司書は学校図書館の運営を担いかつ教育活動にもかかわる学校図書館専門職員であり、司書教諭は教諭の専門性を生かして授業での学校図書館の活用を推進する存在であると整理し、両者は対等協働の関係であり学校司書は司書教諭の補佐的位置付けではないと述べています。さらに、現行の二職種制度はどちらも不十分なものであり、望ましい学校図書館職員制度のあり方として、図書館情報学と教育学の専門教養を修得した単一の学校図書館専門職員制度を創設し、新たな教育専門職員として全校に（必要に応じて複数）配置する制度を提案しています。

<https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gakutohoukoku2016.pdf>

学校図書館法は、すべての学校に図書館を置くという高い理想を掲げて制定されました。

施設の実情は、多くの学校で面積は狭く設備も不十分ですが、一部の学校では、近年の学校教育の変化に合わせて、学校の中心への配置や ICT 機器を含めた設備の充実などの進歩も見られます。

資料については、いまだ大変不十分な水準ではありますが、政府の地方財政措置の実施等、改善すべき課題ではあるという一定の理解は広まっているように思えます。

職員については、学校図書館の専門職制度がないという、法制定当初からの根本的な問題はいまだ解消されていません。法律上「学校図書館の専門的職務を掌る」とされる司書教諭は、教員が年度毎に交代で担当する校内の係分担であり図書館専門職ではありません。実態として図書館専門職である学校司書は、法的位置づけが弱く、その大半が劣悪な条件での非正規雇用です。

こういった問題はありながらも、学校図書館は、読書や探究型学習、児童生徒の居場所・自由な活動の場や様々な困難を抱える児童生徒への対応等、多様な役割を担うようになっていきます。

当部会は、今後も、学校図書館活動の発展にむけての取り組みを行うとともに、その基礎となる諸条件の整備についても取り組んでいきます。とりわけ、様々な困難に直面し苦闘している非正規雇用の学校司書の課題の解決や、そういった問題を生み出している職員制度の改善＝新たな単一の学校図書館職員専門職制度の創設に向けて、活動してまいります。